

## 事業者対話(事業者から県への対話確認事項)

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	事業者への回答 *
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
1	公募設置等指針(素案)	2	第2	3	(2)	-	事業範囲図	事業範囲図には、県立武道館とアイスアリーナ間の敷地がありますが、P6:動線計画図(案)にはありません。事業範囲図を正としてよろしいですか。	事業範囲は「公募設置等指針」P2の赤線のとおりです。指針P6は公園のゾーニング及び動線計画の案を示したものです。
2	公募設置等指針(素案)	5	第2	4			さいたま水上公園のあり方	・水上公園再整備事業が導入する施設内容とスケジュールをどのように連携されますか。 ・水上公園の解体は県が行いますか。	基本計画P2にあるとおり、本事業におけるスポーツ科学拠点施設とは、競技力向上のための施設や賑わい創出のための公園施設を含むものであり、本事業の受託者は、これらの整備を一体的に行っていただくこととなります。水上公園(プール及びプール関連施設)の解体は県が行います。
3	公募設置等指針(素案)	8	第2	5	(1)	ア	競技力向上事業	競技力向上事業を県及び埼玉県スポーツ協会が実施し、事業者は連携するとあります。具体的には、どのような活動を行い、どのように連携するのでしょうか。 また、どのように、どのくらいの時間で施設を使うことを想定していますか。	測定データを活用し、県がこれまで実施してきたアスリートの発掘・育成・強化のための取組を発展させ、HPSCへつなげることや、HPSCのリソースを活用したアスリート支援等を想定しています。 競技力向上に関しては、事業者が実施できる範囲などを伺いながら、県及び埼玉県スポーツ協会との連携について検討していきます。 施設の利用時間などについては精査中です。
4	公募設置等指針(素案)	9	第2	5	(1)	イ	事業内容	スポーツ総合センターと連携して、そこを一部増改築して、改修することで、要求機能を補完することは提案可能ですか。コスト削減、脱炭素に向けて効果がありますか。	スポーツ総合センターの増改築等により、県が要求している施設の代替とすることは想定していません。
5	公募設置等指針(素案)	9	第2	5	(1)	ア	事業内容	その他(必須施設)のうち、「メインアリーナ」はアリーナ部分のみであり、更衣室トイレは「競技力向上のための必須施設」と兼用すると考えてよろしいでしょうか	そのような配置とすることも可能ですが、メインアリーナでは県の競技力向上や産業振興・賑わい創出に資するプロスポーツや興行の実施を期待しているところであり、その点を踏まえた機能・設備を検討してください。
6	公募設置等指針(素案)	9	第2	5	(1)	ア		・体育館、メインアリーナ、宿泊施設など県の利用は月にどの程度、何人程度を想定されていますか。 ・県利用される時に同時に一般利用はできますか。 ・上尾市が整備予定のランニングステーションの運営は、県が認定計画提案者に支払われる指定管理料に含まれると考えて宜しいですか。	利用時間などについては検討中ですが、県事業で利用する以外の時間は、一般利用を想定しています。 県が利用する際の一般利用については、県の利用規模によります。 ランニングステーションは公募対象公園施設であるため、その運営費用は、指定管理料に含まれていません。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	事業者への回答 *
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
7	公募設置等指針(素案)	9	第2	5	(1)	ア		・スポーツ科学におけるトップアスリート育成は埼玉県独自で行うのでしょうか、国立スポーツ科学センターなどの機関と連携して行う計画でしょうか。	基本的には県が県スポーツ協会と連携して行う予定ですが、事業者による提案を妨げるものではありません。また、国のハイパフォーマンススポーツセンターやスポーツ施設、大学等と連携していく予定です。
8	公募設置等指針(素案)	9	第2	5	(1)	ア	施設分類別の整備施設及び種別	公募対象公園施設に体育館・宿泊施設・レストラン・メインアリーナがあります。県が施設整備費を負担する施設から除外されているようですが、事業者が整備し、独立採算で事業を行うことを想定されているのでしょうか。より立地として優れていると考えられるさいたま市の次世代アリーナも民間の独立採算事業を断念し、施設整備費をほぼ公共負担に変更しています。 民間でアリーナを整備・運営している事例もありますが、特定の企業が自社のスポーツチームのための事業がメインとなり、今回の趣旨とは異なると考えます。	公募対象公園施設は民設民営による独立採算事業を想定していますが、事業者の負担軽減のため、主に競技力向上のための必須施設の整備費相当額や施設を県が利用する場合の利用料は県が負担することとしています。
9	公募設置等指針(素案)	9	第2	5	(1)	イ	スポーツ総合センター	隣接するスポーツ総合センターの利活用を含めた提案も可能とありますが、建替や売却等も検討可能でしょうか。	可能です。
10	公募設置等指針(素案)	10	第2	5	(2)		役割分担	【官民の役割分担】特定公園施設の費用負担：認定計画提案者による一部負担の詳細をご教示ください。	「公募設置等指針」P19にあるとおり、本事業に際して、「P-PFIの支援制度として創設された「官民連携型賑わい創出事業」(社会資本整備総合交付金)を活用することを予定しており、特定公園施設の整備に対する県の負担額が、県の積算額に対して9割以内となることを条件」とされていることから、特定公園施設の整備費の1割以上を事業者負担とすることを想定しています。
11	公募設置等指針(素案)	10	第2	5	(2)		役割分担	※3:(体育館、メインアリーナ等)は、5.(1)ア【施設分類別の整備施設及び種別表】体育館、宿泊施設・レストラン、メインアリーナ、その他(提案施設)と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
12	公募設置等指針(素案)	10	第2	5	(2)		役割分担	※8:原則県が負担するとありますが、認定計画提案者が負担する場合がありますがご教示ください。	記載のとおり、「多様な競技の競技力向上」と「人材育成」は県が実施しますが、民間事業者からの提案により、競技力向上に関することや人材育成に関することを実施しても差し支えないという趣旨です。詳細な役割分担は対話内容を踏まえ、今後検討してまいります。
13	公募設置等指針(素案)	10	第2	5	(2)	ア	官民の役割分担	公募対象公園施設の競技力向上等の事業で利用する場合は、県が利用料を支払うとありますが、年間どの程度の時間を利用し、利用料を支払う予定でしょうか。	利用時間及び利用料は検討中です。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	事業者への回答 *
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
14	公募設置等指針(素案)	10	第2	5	(2)	ア	官民の役割分担	公募対象公園施設の管理運営の費用負担が認定計画提出者となっています。具体的に、どのような業務を実施することを想定しているかお示してください。	公募対象公園施設については民設民営となりますので、各施設の運営や建物の維持管理については、事業者の提案に基づき適切に行っていただくことになります。
15	公募設置等指針(素案)	10	第2	5	(2)		*2競技力向上に必要な測定機器	・競技向上のために必要な測定機器の維持管理は県が行いますか。	前段については、「公募設置等指針」P16の「主に競技力向上のための必須施設」に記載のとおり、機器の購入費、維持管理更新費は県が負担し、その費用を基に事業者が維持管理を行ってください。 後段については、測定機器は、県が利用していないときは、一般県民も利用可能です。
16	公募設置等指針(素案)	11	第2	5	(3)		事業期間	管理許可の期間は10年以内ですが、原則として更新許可を与えるとの表記があります。更新許可されない場合は、どのような場合でしょうか。 P-PFI事業の管理許可期間は最長20年となりますが、今回、10年で更新するのはどのような理由によるものでしょうか。	前段については認定計画に沿った管理及び運営がなされていない等の場合を想定しています。 後段については、計画の認定期間は20年ですが、設置管理許可の期間は10年が上限であるため、更新が必要になります。 ただし、認定計画に基づく更新申請の場合、県は、更新許可を与えなければならないとされています。
17	公募設置等指針(素案)	11	第2	5	(4)		表	ページ下にある表の説明・終了後公募対象公園施設、特定公園施設の両方が設置管理として10年更新されるのか。また同じ事業者がそのまま対象になるのか・許可更新後のPFIの特例措置は適用外となりますの特例措置とは。	10年を上限に更新されるのは公募対象公園施設です。 特定公園施設について、引き続き同一の事業者を指定管理者として随意指定するかどうかは、それまでの事業の実施状況等を踏まえて判断してまいります。 P-PFIの特例措置は、建蔽率の特例、設置管理許可期間の特例、占用物件の特例の3点で、これら全てが適用外になります。
18	公募設置等指針(素案)	11	第2	5	(4)		事業期間	事業終了後、問題がなければ設置管理の更新を許可するとの表記がありますが、公募に寄らず、随意契約が可能という理解でよろしいでしょうか。 その場合、更新の回数に制限はありますか。	お見込みのとおりです。更新の回数に制限はありません。
19	公募設置等指針(素案)	13	第3	1			共通事項	「スポーツ科学の知見を活用した自主事業を企画運営」とありますが、費用負担は利用する個人・団体を想定されておりますでしょうか。個人・団体の場合に、県として補助を行うことは想定されておりますでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、県として自主事業に対して補助を行うことは想定していません。
20	公募設置等指針(素案)	13	第3	1			共通事項	「県が川口市に整備を進めている埼玉県屋内50m水泳場等と連携」とありますが、どのような連携を想定されているのでしょうか。	例えば、屋内50m水泳場において収集した映像や記録などのデータを、スポーツ科学拠点施設で蓄積・分析し個々のアスリートの技術向上や県全体の水泳の競技力向上を図っていくことなどの連携を想定しています。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	事業者への回答 *
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
21	公募設置等指針(素案)	13	第3	1			共通事項 ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関となることを目指すとあり、県が整備費用を負担するとあります。更新費用も含まれる理解でよろしいでしょうか。また、管理費用はどのように考えればよろしいでしょうか。運営費用については、県とスポーツ協会に用意される理解でよろしいでしょうか。	備品の整備費用は県が負担することを予定しており、更新費用や管理費用については検討中です。競技力向上施設の運営については、県及び埼玉県スポーツ協会が実施することを想定しています。	
22	公募設置等指針(素案)	13	第3	1			ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関 ・認定計画提出者はハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク機関の設備を事業期間中維持する事となっておりますが具体的にどのような設備でしょうか。	HPSCネットワーク連携機関として指定されるにあたり必須の備品(基本計画P19に記載されている備品など)を指しています。	
23	公募設置等指針(素案)	14	第3	1	(1)		公募対象公園施設の種類 「騒音の発生等により他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設は認められません」とありますが、屋外を使った大きなイベントはできないということでしょうか。	記載のとおり、屋外を使ったイベントの実施自体は可能ですが騒音の発生等に留意する必要があり、実施に際し疑義が生じるイベントについては事前に県との協議を想定しています。	
24	公募設置等指針(素案)	15	第3	2	(5)	イ	インフラ 既存インフラと独立とありますが、既存インフラ図面・仕様を頂きたい。独立が厳しい時の対応。	既存インフラ図面について、「公募設置等指針」の添付資料として公表いたしました。既存インフラからの独立は原則としてであり、接続しても支障がない場合は、県と協議の上、特定公園施設や公園の既存インフラから接続できるものとしします。	
25	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5)	ウ	導入必須施設 メインアリーナが導入必須となる理由をご教授ください。	県の競技力向上、競技人口拡大、県民の多彩なスポーツの機会、観るスポーツの機会拡大の観点から、トップアスリート、プロチーム等を身近に感じる機会等を提供し、公園の賑わい創出にも資する施設として導入必須として整理しています。	
26	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5)	ウ	導入必須施設 競技力向上のための必須施設の想定規模を記載されておりますが、エントランスや廊下部分等も含めた面積という認識でよろしいでしょうか。	エントランスや廊下部分等の共用部分は含まれておりません。	
27	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5)	ウ	導入必須施設 (ア)メインアリーナの観客席は、可動を含めてセンターコートでの試合で、観客席3000席を確保すればよろしいでしょうか。	「公募設置等指針(素案)」ではメインアリーナの観客席は3,000席以上としていましたが、「公募公募設置等指針」において観客席は5,000席以上で、一部を可動式とし多様な空間活用が可能なものとする事としました。	
28	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5)	ウ	導入必須施設 (イ)サブアリーナの天井高さは、アップ・練習用として10mを確保すればよろしいでしょうか。	サブアリーナ(体育館)は、民設民営のため特に指定はありません。	

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	事業者への回答 *
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
29	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5)	ウ	導入必須施設	(ウ)宿泊室は、100人以上学校やスポーツ団体に配慮したとありますが、グレード優先にするか、宿泊コスト優先にするかお考えを示してください。	グレードと宿泊コストのどちらを優先すべきかは指定しませんが、事業者のノウハウや創意工夫を発揮し、本事業に適していると考えられる施設を御提案ください。
30	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5)	ウ	導入必須施設	(ウ)「宿泊施設・レストラン」は、公園利用者を対象としていますが、レストランは本施設利用者だけでなく、幅広い公園来訪者の利用を想定しているでしょうか？	お見込みのとおりです。
31	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5)	ウ	導入必須施設	(エ)「データ分析室:50㎡」は、体育館に付随した利用形態、もしくは独立した利用のいずれを想定されているでしょうか？	独立したスペースとする必要はありませんが、利用者が利用しやすく、また事業者が運営しやすい施設を提案してください。
32	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5)	ウ	導入必須施設	(エ)「多目的トレーニング室」で想定される運動メニューがあればご教授下さい。また、トレーナーなどのスタッフが常時待機することを想定しているでしょうか？	アスリートの競技力向上や県民の健康づくりなどを目的としたものを想定しています。利用者の安全確保が図られるようにしてください。
33	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5)	ウ	(ア)メインアリーナ	Bリーグ基準では、B1、B2、B3で求められる観客席数等が異なります。また、2024-25よりSVリーグライセンス交付もスタートします。想定されているリーグ基準を開示ください。 将来のプロ利用を想定すると3,000席は不十分に感じます。県民利用であれば大きすぎるようにも感じられ、中途半端な規模設定ではないでしょうか。	Bリーグ基準ではBプレミアライセンス、Vリーグ基準ではSVライセンスを想定しています。なお、「公募設置等指針(素案)」では観客席は3,000席以上としていましたが、プロスポーツも含めた多様な利用が可能となるよう、「公募設置等指針」において、観客席は5,000席以上としました。
34	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5)	ウ	(ウ)宿泊施設・レストラン	アスリートの食生活管理、栄養指導等が行える機能を持たせるとありますが、競技力向上のための運営については県とスポーツ協会が実施する計画のため、事業者側の運営に含まれないのではないのでしょうか。 また、どの程度の頻度でレストランは利用される計画でしょうか。	前段については、事業者には、県やスポーツ協会が、アスリートの食生活管理、栄養指導等を行うことができるようサポートする体制を確保して頂きたいと考えています。 例えば、競技力向上のための事業、各競技団体の強化合宿、保護者に対する栄養指導などを想定しています。 レストランの利用頻度については、どのような事業を行うかで変わってくる考えられるため、今のところは不明です。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	事業者への回答 *
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
35	公募設置等指針(素案)	16	第3	2	(5) (7)	ウ	導入必須施設、県が利用する場合の利用料	メインアリーナ3000人以上と体育館1800㎡以上の想定しているイメージ。・競技力向上のための施設の県の運営先や想定している利用時間など。・ランニングコースなどの長さや規模・体育館やメインアリーナの県利用の想定している時間と料金、団体や種目など	メインアリーナは屋内プロスポーツの公式試合が開催できる規模で、体育館はスポーツ科学に基づく測定や分析に用いることができるとともに、メインアリーナで試合が開催される際のサブアリーナとしての機能を有する施設をイメージしています。競技力向上のための施設の県の運営先は埼玉県スポーツ協会を想定しており、利用時間は検討中です。ランニングコースは2～3km程度を想定しています。体育館やメインアリーナの県による利用時間及び利用料は検討中です。利用が想定される競技団体及び種目は、主に埼玉県スポーツ協会及び埼玉県障害者スポーツ協会の加盟団体と当該団体の種目になります。なお、「公募設置等指針(素案)」ではメインアリーナの観客席は3,000席以上としましたが、「公募設置等指針」において観客席は5,000席以上としました。
36	公募設置等指針(素案)	17	第3	2	(5)	ウ	主に競技力向上のための必須施設	(工)「アスリートの競技力向上のために必要な測定機器」の例は以下のとおりです。とありますが、詳細をご教示ください。	測定機器については、専門家及びHPSCの意見を参考に決定する予定です。
37	公募設置等指針(素案)	17	第3	2	(5)	ウ	主に競技力向上のための必須施設	(オ)「ランニングステーション」は有料施設としてよろしいですか。また、公募対象公園施設と合築した場合のセキュリティをどう考えますか。	有料施設とすることも可能です。合築した場合でも、セキュリティに関して十分配慮した設計、運用としてください。
38	公募設置等指針(素案)	17	第3	2	(6)			施設整備相当額を平準化して支払うとの記載があります。平準化の期間は何年間でしょうか。また、県議会の可決が必要とありますが、事業契約行為以外の契約が発生するのでしょうか。	支払い期間は30年間を想定しています。「公募設置等指針(素案)」では事業期間は令和28年度末までとしていましたが、「公募設置等指針」において令和38年度末までとしました。県議会による可決については、本事業に係る予算について必要という趣旨で、既に可決済みです。
39	公募設置等指針(素案)	17	第3	2	(7)		施設を県が利用する場合の利用料	アリーナや体育館を民設民営による整備を想定した場合の収支想定試算はどの様にお考えでしょうか。イニシャルコスト、ランニングコストの観点からご教示下さい。	収支については、事業者のご意見を踏まえながら検討を進めてまいります。前述のとおり、一定数の県によるアリーナ・体育館の使用と使用料相当の金額負担が必要と認識しております。
40	公募設置等指針(素案)	17	第3	2	(7)			予算措置について県議会で可決が必要と記載がありますが、可決されない場合の措置はどのようになりますか。	可決されない場合は、公募ができなくなります。
41	公募設置等指針(素案)	19	第3	3	(2)		特定公園施設の整備にかかる費用	認定計画提出者が、一旦資金調達をするとのことですが、県等からの支払い時期。	令和9年度までに工事の出来高に合わせて支払う予定です。
42	公募設置等指針(素案)	20	第3	3	(2)			県に負担を求める額としての提案額を上回ることはできないとの表記がありますが、物価高騰の影響はどのように調整されますか。物価スライド条項は適用されますか。	物価スライド条項は検討しておりません。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	事業者への回答 *
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
43	公募設置等指針(素案)	20	第3	2	(3)		管理運営費は、特定公園事業からの収益を差し引いた額を支払うとありますが、全額を差し引くと事業者の利益がありません。どのように算定されるのでしょうか。	一般的に、指定管理料については、指定管理業務に必要と見込まれる経費の総額から、指定管理業務から得られると見込まれる収入(利用料金収入等)の総額を差し引いて算定するものです。	
44	公募設置等指針(素案)	21	第3	3	(4)	イ	公園の基盤整備	「樹木及び植栽」で、既存樹を活かした施設配置への配慮とあります。既存樹のプロット図及び樹木リスト(樹種/樹高/樹冠など)を提供いただくことは可能でしょうか？	参考となる図面の提供は可能です。応募登録した事業者に提供します。
45	公募設置等指針(素案)	22	第3	3	(4)	イ	公園の基盤整備	「インフラ」に関して、既存施設等で井水利用をされている内容があればご教授下さい。	レジャープール用水、釣り堀用水に利用していました。
46	公募設置等指針(素案)	25	第3	5	(1)		業務委託	認定計画提出者は、指定管理業務の全部または主たる部分を再委託はできないとありますが、SPCなどから協力企業へ委託ができないということでしょうか。	県があらかじめ再委託を承認した場合は、この限りではありません。

\*「事業者への回答」の内容は、令和6年3月時点のものです。